

○島根県宅地建物取引業法施行細則

平成18年12月26日

島根県規則第104号

改正 平成20年3月21日規則第11号

平成27年3月27日規則第28号

令和7年3月18日規則第19号

令和7年9月24日規則第73号

宅地建物取引業法施行細則をここに公布する。

宅地建物取引業法施行細則

宅地建物取引業法施行細則(昭和40年島根県規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)の施行に関しては、宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号)、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。)及び宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和32年法務省建設省令第1号。以下「営業保証金規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書類の経由)

第2条 法、省令、営業保証金規則又はこの規則の規定により知事に提出すべき書類は、主たる事務所の所在地を管轄する支庁長又は県土整備事務所長を経由して提出しなければならない。

(免許申請等の提出部数)

第3条 省令第2条第2項及び省令第5条の4並びに第12条及び第13条に規定する書類の提出部数は正本1部及び副本2部とし、省令第14条の5第3項に規定する書類の提出部数は正本1部及び副本1部とする。ただし、これらの書類の提出を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合(同条第6項の規定により同条第1項から第5項までの規定が適用される場合を含む。)については、この限りでない。

2 第14条の規定により提出すべき書類は、正本1部及び副本2部とする。ただし、当該書類の提出を島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年島根県条例第36号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合については、この限りでない。

(免許申請書の添付書類)

第4条 法第4条第1項の規定による免許申請書には、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第31条の3第1項に規定する事務所ごとに設置する専任の宅地建物取引士(以下「専任宅地建物取引士」という。)の宅地建物取引士証の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

(変更届出書の添付書類)

第5条 法第9条の規定による変更の届出をする者は、その変更が次の各号に掲げる変更にあつた場合は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 専任宅地建物取引士の増員又は交代に係る変更 前条各号に規定する書類
- (2) 前号以外の変更 前条第2号に規定する書類

(名簿等の閲覧)

第6条 省令第5条第1項に規定する閲覧所の場所は、土木部建築住宅課とする。

2 法第10条の規定により宅地建物取引業者名簿及び同条に規定する特定書類又はこれらの写し(以下「名簿等」という。)を閲覧しようとする者は、知事が別に定める閲覧申込簿に所定の事項を記入しなければならない。

3 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

4 閲覧所の定休日は、島根県の休日定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

(平20規則11・一部改正)

(閲覧の停止又は拒否)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) 職員の指示に従わない者
- (2) 名簿等をき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(廃業等の届出の添付書類)

第8条 法第11条の規定による届出には、当該届出に係る事由を証する書類を添付しなければならない。

(宅地建物取引士資格登録簿変更申請の添付書類)

第9条 法第20条の規定により変更の登録を申請しようとする者は、その変更が次の各号

に掲げる変更該当する場合は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名又は本籍の変更 戸籍抄本
- (2) 住所の変更 住民票抄本

(死亡等の届出の添付書類)

第10条 法第21条の規定による届出をする者が提出すべき書類は、省令第14条の7の2に規定する死亡等届出書のほか、当該届出に係る事由を証する書類とする。

(宅地建物取引士資格登録消除申請の様式)

第11条 法第22条第1号の規定による登録消除の申請は、様式第1号により行うものとする。

(営業保証金の取戻しに係る公告済みの届出の様式)

第12条 営業保証金規則第7条第3項の規定による届出は、様式第2号に営業保証金規則第8条第1項に規定する公告を掲載した官報の写しを添えて行うものとする。

(債権の申出がないことを証明する申請書の様式)

第13条 営業保証金規則第8条第1項の規定による申請は様式第3号により、同条第2項の規定による申請は様式第4号により行うものとする。

(従業者の変更届)

第14条 宅地建物取引業者は、法第48条第3項に規定する従業者名簿に記載された従業者に変更があったときは、その変更を生じた日の翌日から起算して30日以内に、様式第5号に変更後の当該従業者名簿の写しを添えて、知事に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第19号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第73号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

様式第 1 号(第11条関係)

宅地建物取引士資格登録消除申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所
氏名

宅地建物取引業法第22条の規定により、下記のとおり宅地建物取引士資格登録の消除を申請します。

記

氏名	
住所	〒(—)
生年月日	年 月 日
登録番号	島根県知事 第 号
登録年月日	年 月 日
理由	

様式第 2 号(第12条関係)
(平20規則11・一部改正)

営業保証金取戻し公告済届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所
氏名

宅地建物取引業者営業保証金規則第 7 条(第 1 項・第 2 項)の規定により営業保証金取戻しの公告をしましたので、同条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

宅地建物取引業者 (※1)	商号又は名称			
	代表者氏名			
	免許証番号	島根県知事()第		号
	主たる事務所の所在地			
	届出者との関係	本人 相続人 清算人 破産管財人 債権者 その他()		
官報公告		年 月 日	第	号
廃業(廃止)年月日(※2)		年 月 日		
廃止した従たる事務所		所在地		
		名称		

- (注) 1 ※1には、宅地建物取引業者営業保証金規則第 7 条第 1 項の規定に基づき公告を行ったときは、届出者との関係を除き、廃業日の状況を記入すること。
- 2 ※2には、宅地建物取引業者営業保証金規則第 7 条第 1 項の規定に基づき公告を行ったときは廃業年月日を、同条第 2 項の規定に基づき公告を行ったときは従たる事務所の廃止年月日をそれぞれ記入すること。

様式第 3 号(第13条関係)
(平20規則11・一部改正)

債権の申出がないことの証明申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所
氏名

宅地建物取引業者営業保証金規則第 8 条第 1 項の規定により、下記の者に係る同規則第 7 条(第 1 項・第 2 項)第 3 号の申出がなかったことを証明願います。

記

宅地建物取引業者 (※1)	商号又は名称		
	代表者氏名		
	免許証番号	島根県知事()第	号
	主たる事務所の所在地		
	届出者との関係	本人 相続人 清算人 破産管財人 債権者 その他 ()	
廃止した従たる事務所(※2)		所在地	
		名称	

- (注) 1 ※1には、宅地建物取引業者営業保証金規則第 7 条第 1 項の規定に基づき公告を行なったときは、届出者との関係を除き、廃業日の状況を記入すること。
- 2 ※2には、宅地建物取引業者営業保証金規則第 7 条第 2 項第 3 号の申出がなかったことの証明申請のときのみ記入すること。

様式第 4 号(第13条関係)
(平20規則11・一部改正)

申出債権総額証明申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所
氏名

宅地建物取引業者営業保証金規則第 8 条第 2 項の規定により、下記の者に係る同規則第 7 条(第 1 項・第 2 項)第 3 号の申出に係る債権の総額について証明願います。

記

宅地建物取引業者 (※1)	商号又は名称		
	代表者氏名		
	免許証番号	島根県知事()第	号
	主たる事務所の所在地		
	届出者との関係	本人 相続人 清算人 破産管財人 債権者 その他 ()	
廃止した従たる事務所(※2)		所在地	
		名称	
申出のあった債権総額		円	

- (注) 1 ※1には、宅地建物取引業者営業保証金規則第 7 条第 1 項の規定に基づき公告を行つたときは、届出者との関係を除き、廃業日の状況を記入すること。
- 2 ※2には、宅地建物取引業者営業保証金規則第 7 条第 2 項第 3 号の申出に係る証明申請のときのみ記入すること。

様式第5号(第14条関係)

宅地建物取引業従業者変更届

年 月 日

島根県知事 様

免許証番号 島根県知事()第 号

商号又は名称

代表者氏名

事務所所在地

下記のとおり従業者に変更がありましたので、島根県宅地建物取引業法施行細則第14条の規定により届け出ます。

記

[illegible]